

高浜中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方

平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」が成立し、公布された。藤沢市として、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、藤沢市教育委員会が平成27年4月に「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を施行した。このことを受け、本校でも改訂版を作成した。

- ・いじめは、どの子にも、本校においても起こり得るという認識に立って、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ・生徒の生命や身体に重大な危険が生じる恐れ（暴力、恐喝、強要等）のある場合、関係諸機関（市教委、警察署、児童相談センター）と速やかな連携を取り解決を図る。

2 いじめの定義

- ・子どもに対して、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの、又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの

3 いじめ防止に向けた主な取組

「藤沢市子どもをいじめから守る条例」第4条で子どもの心がけとして

- 1) 自分を大切にしましょう。
- 2) 他人を思いやり、大切にしましょう。
- 3) いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときには、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

ということが謳われている。

(1) 未然防止のための取組

① 学習規律の確立

- ・規律のある学校では、「いじめ」は起きにくい。そこで、全教科、全職員が学校教育のあらゆる場面で生徒に「学習のきまり」を身につけさせる指導を行い、生徒が安心して学べる学習環境・生活環境をつくる。

② 心を育てる指導の充実

- ・学級が生徒たちにとって、かけがえのない居場所となるよう、学級目標を核にした学級づくりを行う。
- ・道徳教育を充実させ、人権週間等の機会を生かして「心」の育成を計画的に取り組む。

③ いじめ防止に向けた研修、講演会の実施

- ・1年生対象に「サイバー犯罪防止講習会」を実施し、携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法を学び、犯罪やコミュニティーサイトの危険性を学習する機会をもつ。
- ・懇談会を通して、保護者、生徒に携帯電話やスマートフォンの管理の必要性について啓発する。

- ・いじめアンケートを行う前に、いじめ防止にむけた教員研修を行う。

この他に、藤沢市から児童生徒及びその保護者に対し、いじめ防止に向けたリーフレットが作成され、配布している。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための取組

① 早期発見の取組

- ・日常の生徒観察、学習ノートへの記述や定期相談活動を通して、いじめの早期発見をする。
- ・年間2回（6月、11月実施）いじめアンケートを生徒、保護者を対象に実施し、早期発見に努め、記述については生徒指導主任、管理職にも報告し、全職員で情報提供する。
- ・いじめアンケートを基に、担任と全生徒が教育相談として面談をする。

この他に、藤沢市では

- ア いじめ防止対策担当スクールカウンセラーを教育指導課に配置している。いじめに関わる相談や問題に対応してくれる。
- イ いじめ相談ホットライン専用ダイヤルでの相談を受け付けている。

② 早期対応の取組

- ・生徒観察、学習ノート、いじめアンケートにより発見した事案は、速やかに情報を収集し、保護者とも積極的に情報交換しながら速やかに対応する。
- ・緊急性、重大性のある事案については、いじめ不登校対策委員会を招集し協議・検討する。

また、市の教育委員会とは指導主事やいじめ防止対策担当スクールカウンセラー、学校問題解決支援員とともに、最善の方法を考える。

4 いじめに対する措置

① 正確な実態把握

- ・当事者や保護者の聞き取り、周辺生徒の聞き取りを実施し、正確で迅速な全体像の把握に取り組む。

② 指導方針、指導体制の決定

- ・いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・指導方針、指導体制について、関係職員が協議し、被害生徒の保護者に知らせる。

③ 生徒への指導と支援並びに保護者と連携

- ・いじめをしている生徒へ指導し、その保護者には事実の経過や指導経過の説明と今後の家庭での指導・支援を依頼する。
- ・指導結果を被害生徒の保護者へ報告・連絡する。
- ・いじめが解決したと見られる場合も、生徒観察と必要な指導・支援を継続的に行う。

④ その他

- ・生徒の安全確保のため、必要に応じて教職員の巡視体制を整備する。
- ・教師による指導成果が得られない事案や暴行や恐喝などの犯罪に当たる事案については、藤沢市教育委員会の指導を受けるとともに、藤沢警察署生活安全課、藤沢市学校教育相談センター等の外部機関と連携し、対応する。
- ・スクールカウンセラーの派遣等、藤沢市教育委員会と連携して対応する。教育委員会におい

ては「藤沢市いじめ問題対策連絡協議会」を中心に関係機関との適切な連携を図り、本校においても平素から、情報交換の機会を持ち情報の共有を行うとともに、いじめが発生した場合には、ともに協力して取り組むようにしていく。

5 いじめ防止対策の校内組織

(1) 校内組織の設置

校内組織においては、「いじめ防止対策推進法（第22条）」と「藤沢市子どもをいじめから守る条例」に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「高浜中学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

(2) 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、いじめ防止担当者

※ 検討事項や事案内容に応じて、専門的知識や経験を有する方等の参加を検討する。

(3) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報の対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめの事案への対応検討・決定
- ・いじめの事案の報告

(4) 会議の開催

週に1度開催されている校内生徒指導担当者会議にて併せて実施している。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催する。

藤沢市の場合、次の機関が設置されている。

調査のための附属機関

いじめ防止対策推進法の第28条には、重大事態、及び同種の事態の発生を防止するため、事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。藤沢市教育委員会においては、「藤沢市いじめ問題調査委員会」を教育委員会に「附属機関」として設置している。

さらに

再調査のための附属機関

いじめ防止対策推進法の第30条第2項では、いじめに関する調査結果の報告を受けた地方公共団体の長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要と認めるときは、第28条第1項の規定により「附属機関」を設けて再調査を行うことができることになっている。

藤沢市の場合、「附属機関」として、「藤沢市いじめ問題再調査委員会」が設けられている。